

令和5年2月17日
自動車局貨物課

「中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入等支援事業」 を実施します！！

令和4年度補正予算に係る「中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入等支援事業」の申請受付を2月27日（予定）から開始いたします。

国土交通省では、新規投資の余力がなく、経営環境が厳しい状況にある中小トラック運送事業者に対し、荷役作業の効率化（荷役時間の短縮・荷役負担の軽減）等に資する機器の導入費用の一部を補助する「中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入等支援事業」を実施します。

当該機器の導入を促進することにより、労働生産性の向上・多様な人材の確保を図り、働き方改革を推進します。

なお、予約受付システム等の導入並びに業務効率化・経営力強化事業（原価管理システムの導入等）及び人材確保・育成支援事業（資格取得支援事業等）に関する補助につきましては、別途、ご案内することとしております。

※補助事業の執行団体：公益社団法人全日本トラック協会

◆申請受付期間（予定）：令和5年2月27日（月）～3月22日（水）

※補助金申請額が予算額（1.4億円）を超過した場合、補助金が交付されない場合があります。

◆支援内容

令和4年11月8日～令和5年3月31日の間に以下の対象機器を導入したトラック運送事業者に対し、導入費用の1/6（上限設定あり）を支援。

＜対象機器＞

- ①テールゲートリフター（トラック車両後部に装着する昇降機）
- ②トラック搭載型クレーン（トラック車両の荷台等に装着する移動式クレーン）
- ③トラック搭載用2段積みデッキ（トラック車両内部に設置する組立用デッキ）

詳細については、後日、公益社団法人全日本トラック協会のホームページにおいて公表します。（<https://jta.or.jp/member/shien/tgl2023notice.html>）

【問い合わせ先】

自動車局貨物課 高橋、吉野
代表：03-5253-8111（内線 41322）
直通：03-5253-8575